一五五　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和二年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成三十年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件　三一　特37　七四一

一五六　雇用保険法施行規則第百十八条の三第五項第一号ロ及び第二号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件　三一　特37　七四三

一五七　補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件　三一　特38　二六九

一五八　職業能力開発促進法第十五条の八第一項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画の一部を改正する告示　三一　特38　二七〇

一五九　厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件　三一　特38　二七七

一六〇　雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示　三一　特38　二八〇

一六一　令和二年度の献血の推進に関する計画を定める件　三一　特38　二八一

一六二　令和二年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件　三一　特38　二八三

一六三　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく令和二年度の単位掛金額を定める件　三一　特38　二八五

一六四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件　三一　特41　三二六

一六五　社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示　三一　特41　三二六

○厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正した件　三一　特37　七四三

○厚生労働省、経済産業省、環境省

一　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十一条第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第十三条の申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第十一条第二項第三号の電子証明書並びに第十三条の事項の入力方法等に関する告示の一部を改正する件　二五

二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件　三一　特37　七五五

三　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件　三一　特37　七五四

○農林水産省

四〇三　水産庁の漁業取締船及び調査船の名称を定める件の一部を改正する件　二　五

四〇四　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件　二　五

四〇五―四〇七　農薬を登録した件　三　五

四〇八　農薬の登録が失効した件　三　六

四〇九―四一一　保安林の指定をする件　五　七

四一二―四一四　保安林の指定施業要件を変更する件　五　九

四一五―四一九　保安林の指定をする件　六　四

四二〇　農林漁業団体職員共済組合の財務及び会計に関する省令第十八条第二項の規定に基づく農林水産大臣が定める方法を定める件を廃止する件　六　六

四四一　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第九項の農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率並びに同条第十項の農林水産大臣が定める一時金の額の算定に関し必要な事項を定める件を廃止する件　六　六

四四二　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件　六　七

四四三　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　九　44　一六

四四四　肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件の一部を改正する件　一〇　四

四四五　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件　一〇　六